

# 近江国菅浦惣研究雑記

仲 村 研

はじめに

一 前田について

二 「うしろや」「うしろさいけ」・後家

三 オトナについて

おわりに

はじめに

中世惣村研究において近江国菅浦惣の占める位置は、得珍保今堀惣の研究に比肩される。惣村研究には一度は菅浦を通過しなければならない。私は且下、得珍保今堀郷に關する中間報告をまとめつゝあるが、今堀惣と菅浦惣との構造的比較をすることが以前からの念願であった。しかし、現在まで菅浦惣についてはひとつ短編のノートを記したにすぎない。その小論では二点の年未詳の惣捷を検討したが、見当違いをしていること他より指摘された。この点の反省をこめて、大学院学生とともに刊本『菅浦文書』と影写本とを比較点検しながら文書の意味について談合してき

たことを、私なりにまとめたのが、この雑記である。雑記は三つの節から構成されているものの相互連関はない。しかし、従来の菅浦惣研究がともすれば見落としてきた部分でもあり、これを菅浦惣研究のほんの端緒として今後の研究のはずみとしたいと思う。

(1) 仲村研「菅浦惣の年未詳捷書について」『歴史手帖』第十卷五号。

## 一 前田について

前田は年月日未詳の菅浦惣莊乙名置文（滋賀大学日本経済文化研究所史料館編纂『菅浦文書』一二六〇号、以下、文書番号のみを記す）の異筆部分に記されている。惣莊乙名の署名は、弥藤太弥介、善阿弥陀仏、正現房、正貞房、高眞房神主、藤介神主、六郎別当神主と開発聖良融である。置文の内容は、年貢加地子を十月十日以前に納入すべきこと、庵室の聖は七月十六日に交代すべきであり、菅浦から出てゆく聖と、入って来る聖へ支給する年貢加地子は半分ずつ均等にすることを定めている。この置文は出入聖に支給する米錢と収納期日の規定で、異筆部分には次のようにある。

日差諸川田六盼地下舛定  
三斗七升惣より入へく候、

前田二斗地下舛定  
三斗七升より入申候、五盼これへ惣庄よりうりて候、

又代六百五十文入候へく候、

此米は日差・諸川年貢之時入立申候へく候、

これは日差・諸川にある六畝の田地から地下舛で三斗七升、また前田から同舛で二斗を菅浦惣莊から聖用として宛

てる。また前田の五畝を惣莊が売却して代金六百五十文を聖用とする。前田からの収納は、日差・諸川からの年貢収納のさい、同時におこなうことを意味するもので、米五斗七升、錢六百五十文が出聖、入聖で折半されるのである。

この置文は年月日未詳ではあるが、貞和二年（一三四〇）九月の日指（差）・諸河（川）の田畠に關する菅浦惣莊置文（一八〇号）の署名人十二人のうち、善阿ミた仏<sup>(1)</sup>、正現房、正信（真）房が合致し、また文和二年（一三五三）八月五日の日指・諸河田地注文（六三一号）に、弥藤太・弥介（弥藤太弥介は他の弥介と弁別するために親の弥藤太の名を冠しているものと推定され、ここでは親子が記帳されているとしてよい）、藤介、善阿弥、六郎、正源（現）の五人が名をあらわしているところから、十四世紀の半ばの置文として大過あるまい。

十四世紀半ばのこの置文が、惣莊乙名が惣莊田からの年貢加地子の収納期日と使途について定めたものであることは明らかであるが、この場合、惣莊田が日指・諸河と前田に所在することが確認される。日指・諸河は十五世紀半ばに、隣莊大浦莊と激しい争奪戦を展開することであまりにも有名である。それに比して前田の所在地と菅浦莊内における存在の意味づけは、まったくなされておらず、現在の菅浦の人びとも前田の所在については存知していない。応永三十二年（一四一五）十一月、桂岩妙中大姉が菅浦惣莊宛（実際は惣莊管下の大明神・八王子・大堂・長福寺・如法經道場）に寄進した目録（八一一号）に「一所前田 半 得分式斗」「一所前田二町 年貢一斗」と前田二筆の得分、年貢が寄進されている。この寄進状はこれら二筆の耕地が惣莊田化していることを示すものである。

次にあげる文明二年（一四七〇）の二通の文書は、前田の性格を提示するものとして注目される。

下知 管<sup>(菅)</sup>浦年貢事

古帳分者十二三石有之、近年前田六石有名無実也、又代官給・政所給・定使給引之間、先年拾石分可上由雖申付、

前田年貢無正躰之由、自地下歎申間、所詮每年不謂水損・旱損・無未進懈怠之儀、悉皆五石分、運賃雜用分除之、坂本坊へ可被付也、此五石之内、小豆五斗・米壱石・大豆三石五斗、已上五石也、然者不可有子細候也、又ひワ分ニ近年柑子參百被上候、且又為御祈禱之用間、毎年可被上也、次政所事者、任由緒之旨、新九郎ニ申付畢、給分者可為五石之外也、無子細者然者地代官事者下年老廿人連署之状可廿人申付畢上之候也、仍下知如件、

文明式年庚卯年十三日

花王院  
証重(花押)

(管)浦年老廿人中

〔裏書〕  
築地覆新足事 文明參年辛卯年ヨリ六年仁堯度宛、無未進懈怠之儀可有取沙汰候也」

(四八号)

山門東堂櫓那院御領管浦領家方之御年貢之事

先々拾石余、旱水之依為在所、悉運上難申候、就之為地下御百姓、以道清堅歎申処、無子細有御承引、悉皆五石分、兩年不法無懈怠可運送申、花王院御下知狀慥頂戴申畢、五石者自前田米壱石・大豆參石五斗・小豆五斗、此分候也、是ハ運賃無雜用、坂本之御坊へ毎年着岸可仕者也、更ニ不可有相違之儀候、又枇杷之事無木之間、毎年柑子參百御祈禱用宛奔走可申候、次ニ政所之事、任由緒之旨、道清子孫清九郎男方へ申定畢、此旨皆々不可有相違候、仍請文之狀如件

文明式年卯月廿日

山門花王院御坊中

廿人宿老在判

前田熟年之時へ、一俵代官給、二斗兩社へ上分也、

(一一六号)

前者の文明二年（一四七〇）卯月十三日の菅浦年老廿人中宛花王院証重下知状にたいする請文が、同年卯月二十日付の後者の菅浦廿人宿老請文案であることは明らかである。前者の大意は、前田年貢は古帳に十二、三石と定められ、近年では六石と定められているものの全く納入されておらず、地下よりの申請で水旱損に關係なく、運賃雜用分を除く五石（うち小豆五斗・米一石・大豆三石五斗）と祈禱用柑子三百を坂本の御坊まで進上することに決定した。また政所には新九郎（後者では清九郎である）を補任し、また花王院築地の修復の料足を来年から六年に一度進納することを通達しているのである。

後者は花王院証重の下知にたいする請状であるが、政所の「新九郎」が「道清子孫清九郎」となっている。もちろん、「廿人宿老」の書く「清九郎」の方が正しい。そして、豊作の年に限定して代官給一俵と「兩社」へ二斗を上分として進納することを附加している。

右の二通の文書から判明するところは、領家花王院への年貢十二、三石が地下の抵抗で五石に減額されていること、前田は領家年貢の負担耕地であること、領家年貢は米・大豆・小豆と枇杷に代る柑子であること、道清—清九郎の家系は菅浦地下を代表し、同時に領家の在地における政所事務を管掌するものであること、領家年貢は坂本まで運漕していること、豊作の場合は前田から代官給などを進納することなどである。

以上、前田の性格について二通の文書から引き出せることを述べたが、「廿人宿老」が花王院宛に請文を提出したその日に、菅浦百姓中は二通の置文を作成している。二通とも前田年貢に関するものである。まず枇杷年貢に関する置文（八四二号）は、花王院にたいし枇杷年貢を柑子年貢へ振り替えることについて、枇杷年貢上納分を夫役に換算

し、丁度山門にいた菅浦の人員を夫役に従事させることを定めている。他の一通は同日に「前田百姓中」の名において定めた置文（八四一号）である。

### 定

前田年貢山門運上之事

毎年壱反三斗一升ツ、可被計也、本々ハ壱石二斗ツ、といゑとも、花王院へ依御忙事、如此候者也、

壱石山上江 本年貢

壱斗両社上分

地下舛定

壱斗三升毎年地下乙名達方へ

地下舛定

已上壱石壱斗 四反半より召たて申さるべく候、仍状如件、

文明二年卯月廿日

前田百姓中置文

これは前田年貢五石のうちの米年貢に関する規定である。先にも述べたように、五石の内訳は米一石、小豆五斗、大豆三石五斗であったが、米一石が山上への本年貢であり、前田豊作のさいの「両社」への上分米二斗という規定が一斗に減じられている。これら一石一斗が山門へ運上されるのであるが、この定の冒頭にあるように、本来、反別一石二斗の運上であったものが、花王院にたいする減免の働きかけによつて三斗一升に減額されている。一石一斗のほかは、菅浦の乙名中に地下舛一斗三升を給与することが定められている。本年貢の計量舛と異なることが注記されているが、これらの米は、四反半の前田の地積から反当三斗一升の計一石三斗九升五合のうちで、措置されるといふこと

となる。

以上のことから前田は、山門花王院の佃、ないしは準佃的な領主直営田であったと推定される。「本々ハ毫石二斗ツ、」という比較的多い反当米量がそのことを裏付けている。しかし、菅浦は「佗事」によって大幅な減免をえているように、菅浦惣の前田にたいする働きかけはすさまじいものがあり、惣の行為は領主に上納する年貢の減免分を惣の手中に掌握せんとするものであった。旱水などの自然災害が年貢減免要求の引き金になつてゐるは確かであるが、本質は剩余生産物の惣内確保であった。前田の場合、領主佃が惣にその管理、運営を委託されているような形態をとつており、一見、領主佃が惣共有田のように映じるのである。

永正十六年（一五一九）十一月五日、花王院栄芸は、「老廿人中」にたいし、菅浦が俵詰五石分を坂本へ渡さないばかりか、「御祈禱行（法カ）□之菓子・甘子代」を近年未進してゐるので、定使「小猿」らをして譴責する旨を通告している（八七五号）。この栄芸の折紙に関して花王院貞芸の年末詳五月二十日書状（一四一号・三三二号）がある。それによると、菅浦から清検校が山門まで登山してきたのに他行のため面会でできないこと、先に進納した供米を小猿が栄芸に無断で売却したことにより、以後、小猿は花王院と無縁なこと、今後とも供米を厳重に沙汰されたきことを記している。これら二通の書状から十六世紀初頭、花王院は菅浦前田年貢にいかに依存しているかがわかり、「次又供米事、嚴重ニ御のほせたのみ入まいらせ候、御祈禱れう所の事候間、年々嚴重御沙汰候ハ、當浦弥富貴たるべく候、かいふん御きたう可申候」と、領主が地下にたいし卑屈なくらいの態度をとつてゐるもの、菅浦の未進を恐れてのことであつた。

文明二年（一四七〇）六月、菅浦惣莊乙名は前田の内徳（加地子得分）について規定している。「旱水ニよんて土田之

時者、七斗の内徳あるへからす候、雖然、熟年之時者不可有相違候」との定は、炎旱による水田の土田（疊）化の場合は、作人の得分を反別七斗以下に規定し、熟年には七斗の得分を保障するというのである。熟年の場合は反別三斗一升が花王院にたいする本年貢であるから、作人の内徳七斗を加えると、一石一升以上が前田の反収ということになり、七十ペーセント弱が菅浦惣の側に留保されることになる。惣莊が、惣の共有田化した領主佃の内徳分を定めていふこと自体が重要である。この内徳分定は、先に花王院へ道清以下の地下百姓が「佗事」をしたことの帰結として評価されるであろう。

かくして、前田年貢は花王院へ貢納されることになったが、文明二年の菅浦宿老請文のように、かならずしも米一石、大豆三石五斗、小豆五斗の比率で計五石が納入されたわけではない。文明七年、九年の花王院証憲の請取状（八五一号・八五二号）によると、米一石、小豆一石、大豆四石となつてゐる。しかし、同十一年には元の比率に戻つてゐる（八五五号）。では前田の内部はどうなつていたのであらうか。若干の納帳が残存しているので、これによつて検討しよう。

永正十五年（一五一八）の横帳の年貢納帳には、前田年貢納帳があり、十筆の地積一反二畝、請人十人、請米高五斗一升六合五勺が書き上げられている。その一筆の地積は三畝二十二歩から六歩にいたる大変狭小なものである。永禄九年（一五六六）十月の菅浦荘内公方年貢帳（一〇七二号）にも、前田分斗代三斗として四歩から二畝十八歩までの十五筆約一反一畝が書き上げられてゐる。大永二年（一五二二）十一月六日の前田年貢納帳（四七五号）には四歩から六畝七歩まで十五筆約二反四畝が書き上げられているが、斗代は約一斗五升である。このようにみてくると、前田は菅浦年貢帳の中では、別に付け出され、中世末期においても、年貢全体の中で独立して扱われてゐることが判明する。

これより先の延徳二年（一四九〇）九月八日の前田分算用帳（三六六号）には、四歩から十四歩の十七筆、請人十六人の耕地百十九歩半、請米二斗六升三匁三才でこれに惣分四升五合七匁五才を加えると、三斗六合八才になる。その書式は、

五步	一升七合	六合六タ七才	宮へ	兵衛三郎
四歩	一升三合三タ	公文分	三郎五郎	
八歩	七合二タ	惣分	平太夫	
九歩	たゞみ半てうおゝし	惣分	六郎はま	
	八合四タ			

である。「宮へ」「公文分」「惣庄分」「惣分」の表記は、前田分の十五世紀末に貢納する宛先を記したものと解釈できる。「宮へ」「公文分」の斗代は反当に換算すると約一石二斗であるのにたいして、「惣庄分」「惣分」は二、三斗余にすぎない。「宮へ」「公文分」はまさに佃的な斗代であり、「惣庄分」「惣分」は一般的な作料の斗代といえる。なお「惣庄分」とは菅浦惣莊であり、「惣分」とは惣莊を構成する東村か西村かのいづれかを指すものである。文明二年の四反半の前田分は、十五世紀末には花王院のみならず、種々の用途に充当されていたことがわかるのである。

天文三年（一五三四）十二月九日の竹生島へ毎年進納する年貢請状（一一六一号）によると、菅浦惣中は次の七項目の年貢を納入している。

一七石五斗切米之事	斗ノ五斗五升也
一前田三俵事	升ハ当所納定也

一 壱斗彼岸米 同当所納定也

一 津不良尾 同升也、麦アハ 大豆  
イモトコロフキ

一 油壹斗八升

一 阿弥陀堂灯明錢貳百文

一 在所御祈禱施物之事  
正月壹斗三升文、五月麦壹斗八升  
九月壹斗八升大豆

以上七項目の年貢は、菅浦が近年滞納したため、先規のごとく進納することを契約したものである。前田年貢三俵（菅浦舛）もその一項にあるが、切米の例によると、五斗俵と推定されるから、合わせて一石五斗であるとしてよい。前田年貢は花王院のみならず、竹生島にも進納していた。この請状提出の理由が菅浦惣中の年貢滞納にあつたように、花王院にたいする五石の年貢も「近年恣任雅意」せて滞納したので、花王院としては年貢收取権を他人に売却しようとする事態になった。これに対処して菅浦「老中廿人使節」二人が「佗事」を言つたので、兩人の請文によつて五石の運上を承認するという下知を、永祿十年（一五六七）五月十九日に花王院法印阿闍梨証芸が二人の使節に宛てている（一四二号・一九三号）。

日指・諸河の相論が継起する十五世紀半以前のものと推定される年未詳七月十七日、九月六日、十月二日付の三通の道玄書状<sup>(2)</sup>（二八四号・二九二号・七九六号）がある。いずれも年未詳文書であるから前後関係は不明であるが、内容の共通なところは前田年貢を領主が催促している点である。「さてへ度々、百姓両三人のほられ候へと申候へとも、そのきなく候事、返々こゝろのほかにおほへ候、今月中いそきのほられ候へく候、さてハまあ田ねんくこのつかいにいそきのほられ候へく候」（二八四号）、「前田年貢、遅々何様次第候哉、早く可被上候、為檢封令下向公人候」（七九

六号)、「<sup>(粟)</sup>あへおそく上候事もてのほかの事候、十日以前ニ無其沙汰候者、數多公人を下候て「可責立者也」(一九二号)と、菅浦莊民にとつて前田年貢は滞納の対象にされている。それは前田年貢を徵収する領主である花王院、竹生島が菅浦にとって与し易しとみなされていてことを示している。先述のように、十二、三石の年貢を、「佗事」をいうことによつて五石に減額させたような前史があることを認めねばならない。年未詳八月十一日付の預所某書状(一〇号)は菅浦沙汰人に宛て次のように記している。

菅浦前田事、可伏之由、雖被仰下、百姓等為難儀由、歎申上者、不及其沙汰也、次付御年貢之内、有大麦之旨、雖被仰出候、無先例之由申之、非無其謂歟、於向後者、不可有沙汰候哉、以此旨可令下知當浦百姓等給候、恐々謹言、

差出人は刊本『菅浦文書』は「木房」<sup>(ア)</sup>とあるが「木工介」とも読める。この書状は筆跡、内容から推して十五世紀以前と考えられるが、前田にたいする領主の米・麦年貢の賦課を菅浦百姓が拒否し、預所某もこれを承認しているものである。「仰下」されたのが誰であるか不明であるが、花王院でないことは明らかであり、「菅浦前田事」が特別の耕地として呼称されていることは、後代の史料と照合しても注意しなくてはならない。

- (1) 菅浦惣莊置文(一八〇号)には善阿ミた仏は「善阿ミた仏ナカハマ」と「善阿ミた仏」の二人がいるから、このうちの一人が合致するものと推定される。
- (2) 二八四号では「道玄」、二九一号では「尊重」、七九六号では「道覺」とされているが、これはすべて「道玄」と読むべきである。

## —「ふしらや」・「ふしらさいけ」・後家

菅浦文書の中に年未詳の棟別錢に關する捷（一四六号）がある。この捷は菅浦惣莊が独自に定めたものでなく、棟別錢を賦課する領主ないしは莊園領主と惣莊との折衝の結果定められたものと考えられる。この捷について私は先に注釈したことがあるが、論を進める必要上、簡単に紹介しておこう。

### 就棟別条々

- 一本家百七十三文之事
- 一かせや八十五文之事
- 一(棟  
角屋)五十文之事
- 一奉行下人壱人事
- 一(棟  
柱  
屋)七十文事
- 一(寡)むなはしらや七十文事
- 一やもめ除之事
- 一後家可為惣並事
- 一政所并てうふ除事
- 一下司・公文可為如先年事
- 一(虚)うつは物除之事
- 一禰宜・神主・神子・こも敷可為如先年事

（汚穢断）  
一 おゑ立屋除之事

一 堂聖・鉢ひらき除之事

一道場可為如先年事

一所々除、何様之書物雖有是、誓辱於無是者、可為惣並事

一下司可為如先年事

以上

この棟別錢の撻は、棟別錢賦課のランク付けと、賦課の対象に編入するものと、除外するもの、従来どおりとするものなどを書き上げてある。棟別錢の対象から除外されているものは「や、もめ」「政所井てうる」「うつは物」「おゑ立屋」「堂聖・鉢ひらき」と、免稅に関する「誓紙」の所有者である。このほか「可為如先年」とあるものでも除外されているものが多いであろう。撻の第七条に「後家可為惣並事」とあるのは注目される。この場合、後家が「惣並」として扱われるのは、後家の住屋が「本家」の場合、百七十三文の棟別錢を賦課され、また「かせや」「つのや」「むなはしらや」という家屋の類別によつて各棟別錢が賦課されると、いうことである。

後家については次の三点の史料を紹介し、各々検討を加えよう。

（花押）

すかのうらの百姓の中ニ、（後家）（住）（公事）  
すかのうらの百姓の中ニ、うしろやにもうして御くうしにはつるゝ事、きこしめしひらかれぬ、よてしゃうくだ  
んのことし、

元徳二年十二月十五日

すかのうらのうしろをじむの事

かみはすべてをかれ候うゑへ、くし事いやうもんがけ申ましへ候、このうゑへきだきものれうに、をとい人足をくへし、よてのちのために、といろしゃうへたんのじんし、

しやうみたふ (略押)

たうぼう房 (略押)

さいくわんはう (略押)

けんあみたふ (略押)

しやうけんはう (略押)

しあみたふ (略押)

しあみたふひかしの (略押)

しやうみたふ (略押)

(111回号)

ぬほしきわ出物

(中略)

こけ出もの

つるまつ

田井介(母カ)

いおま

れむ

んあまがう介

正ねこ

よめいし

きくまつ

まりいし

いたいけ

六郎母

あいだん母

となり

かかこけ

わよし母

わよ

へや

な

正ふ

ふく御れう

な

あま

正阿ミ

内との

めうせん

くり

跡三郎母

こんぐい

おとひ

(四六七号)

元徳二年（一一三〇）十一月十五日の文書は、菅浦百姓の中で「うしろや」に居住して御公事を免除されている。この文書は、袖に花押を加えている者（莊園領主ないしは領主支配の責任を負う者）が諒解し、その旨を受けた菅浦側の代表者、「さこんのせう」（左近允）が署名して菅浦百姓中に通達した文書である。この袖判は前節で紹介した年未詳八月十一日の「木房」（木工介か）の花押に酷似している。「木房」の書状の端裏書に「預所殿<sup>(や)</sup>上状」とあるから、山門檀那院の院司である預所が菅浦百姓中に宛てた文書である可能性が大である。ここでは「うしろや」に居住する者が、年貢公事賦課の対象から除外されていることが重要である。「うしろや」は莊民の義務と権利をもたない者と見なされている。この場合、「うしろや」とは建築構造として在家の背後にあり、莊民が老耆や疾病のために隔離、退隱した者を称するのではなくうか。その場合、退隱する者は莊民としての権利と義務を放棄するという儀礼をおこなうのが一般的でなかつたかと推定される。

康安元年（一一三六一）十一月三日の菅浦惣莊置文は惣莊を構成する東村、西村の老人衆八人が署判を加えている置文であつて、約三十年以前の預所の下知の形式の通達と異なり、惣莊みずからが定めた捷の形式をとつてゐる。東村と西村との老人衆の署名としたのは、署名人のうち、一人の「しあみたふ」があり、これを弁別するために、うち一人は「しあみたふひかしの」と、東村の「しあみたふ」としている点にあり、したがつて、他の「しあみたふ」は西村の老人衆としてよいのであつて、この事実から、東村四人、西村四人の計八人が惣莊捷の作成者であると推定される。さて置文の問題であるが、刊本『菅浦文書』と『中世政治社会思想 下』の「捷書」の読みでは、先に紹介した「かみはすてをかれ候うゑハ」と読んだ箇所を、いづれも「かみよりすてをかれ候うゑハ」としてゐる。「より」の読みは明らかに「盤」の崩し字の誤読であり、「は」とするのが正しい。それに「かみよりすてをかれ候うゑハ」で

は意味がとれない。「かみは」とすることによって、「髪は捨て置かれ候上は」ということになり、この場合、「髪を剃ったからには、公事に關しては、米一粒、錢一文も賦課されず、なお、木や焚物料を採取するための男人足をも免除される」との意味になる。したがって、先の「うしろやにちりして御くうしにはつるゝ」菅浦百姓と原則的に同じものとしてよいであろう。ここで問題なのは「うしろや」「うしろさいけ」の性別である。康安元年の置文の署名者のように老人衆全てが阿弥号ないしは房号を称しており、その限りで俗躰ではない。「かみはすてをかれ候」人びとが、老人衆として惣莊行政に従事しているから、後在家は男性とは考えがたく、女性であると推定される。在家のうしろに独立した家屋に居住する女性（多くは未亡人の存在であろう）は、独立した家屋に居住していても年貢公事、夫役の対象から除外するというのである。

中世社会にあって「髪は捨て置かれ」る意味は、性別を問わず重要があるので付記しておきたい。菅浦文書のうちで、寛正二年（一四六一）七月十三日の置文（二二七号）は、惣莊が「上廿人乙名・次之中乙名、又末の若衆」で構成されていることで有名であるが、その置文には「右或ハ盜人ゆうとも、雜物を引、或ハ額のかミをとり、支証亀鏡の有事ハ、上廿人乙名・次之中乙名、又末の若衆相ともに如法致可沙汰」とある。すなわち、たとえ、盜人であっても職物を返却し、あるいは額の髪を切りとり、前罪を悔いて起請文を書くものにたいしては、惣莊として情状を考慮して処置すべきことを規定しているのである。「額のかミをとり」との行為は、俗躰ではなくなることを意味し、处罚の対象からある面で除外される慣行の存在が、この置文の前提となっている。

近江国蒲生郡得珍保今堀郷の文龜二年（一五〇二）三月九日の衆議定書案<sup>(2)</sup>では、四か条の定を記してのち、「若背此禁制旨輩在之者、於地下人者、出仕同座可停止、後家孤族ハ在所可撥」と定書違反者の処分を規定している。すなわ

ち、この禁制に背く者が村民権をもつ「地下人」（村人）ともいう）である場合、村の寄合（宮座を含む）へ出席する权限を停止され、村民権をもたない「後家孤族」の場合、これを今堀郷から追放するというのである。「後家孤族」の読みは「じけ・やもめ」と推定され、「後家」はかつて地下人を夫とした寡婦であり、「孤族」はかつて地下人であった男が規定の年齢を過ぎて村の寄合・宮座から退隠し、相続に適する成年男子や、家族を欠いている寡夫を指すと思われる。今堀郷では、成年男子であっても「村人」身分でないものは「村人ニテ無物」と称されたが、かつて地下人（「村人」）を夫にもち、あるいは自身「村人」であった者が、ここでは「後家孤族」と称され「村人ニテ無物」の身分として扱われているのである。十五、十六世紀の今堀郷においては、菅浦莊と同様に後家に関する限り、一般的「村人」として認められておらず、したがって、「村人」としての義務である年貢公事の貢納は免除されているのである。

ところで本節の冒頭に紹介した棟別錢賦課に関する条々では「後家可為惣並事」とあり、「やもめ除之事」とある。この規定は先に掲げた元徳二年の「うしろや」、康安元年の「うしろさいけ」の規定と矛盾する。十四世紀の前半から後半にかけての公事の規定と、十五、十六世紀ごろと推定される棟別錢賦課条々との時間的差が、後家を「惣並」たるべしとしたのであらうか。思うに、この条々の場合、「やもめ」は全く扶養家族のない孤独の老男女であるが、「後家」は成年男子を欠いてはいるものの「後家」を扶養する家族をもち、その家屋の形態は棟別錢の賦課の対象となる「本家」「かせや」「むなはしんや」「つのや」のいずれかに属すために、住屋に見合う「惣並」の棟別錢を負担することになったのであらう。もし、この推定が当たつていなければ、元徳二年、康安元年からの時間差と、棟別錢を免課していく領主、たとえば守護権力の徵税政策の変化を考慮に入れ、この政策が以前に免除していた後家を、

税賦課の対象に編入してきたとの解釈もできる。しかし、この場合は後家の住屋そのものが問題になっているといふのである。

先掲の「こけ出もの」は折紙状の紙の片面に「ゑほしきわ出物」の項があつて交名が記されている。この折紙は元来は横帳であったものが分離されたので、その一紙は折紙状になったものである。三十人の交名のうち、「うるまつ」「あくまつ」「こんへい」など男性名と覺しき名前もあり、また「じんじゆうほけ<sup>(3)</sup>」のように意味不明の名もあるが、前者の「うるまつ」などはその下に「こけ」ないしは「母」の文字が付くものと考えられる。この交名の記された年代は、永正十五年（一五二八）十二月二十四日の秋成山島帳に「七畝　卅九文　田井助」とあり、田井介母の「田井介」と同人物と推定されるから、ほぼ十六世紀初頭のものと考えてよい。「こけ出もの」とは具体的に何がは不明であるが、鳥帽子成関係交名の次の丁に記されていることから、菅浦荘の行事に関する帳簿としてよく、したがつて、後家集団として惣莊にたいし納入したものの個々人を書き上げたものである。

永禄七年（一五六四）六月二十一日の出錢日記（四七六号）には、一般の莊民、寺家は十六文の出錢が記入されているが、「十六文づゝ」として彦三郎、よめ女、なれ女、ちやぢ、平九郎むは、教阿弥、つる女、左<sup>（さき）</sup>、いのこ、などの名が書き上げられ、「六文づゝ」としては、くり、となり、しゆて、なぐ女、石松女、千代女、なら女、猿女、ついたち、西仁、了応、などの名がある。十文、六文の出錢者には、若干の男性の名も見えるが、負担能力において劣る女性が圧倒的に多く、ここでは孤族、後家が格差をつけられて出錢に加わっているとしてよい。文明十五年（一四八三）十一月十六日の年貢納帳（四四七号）に「三畠　一斗五合　平二郎後家」「二畠九歩　七升九合　兵衛三郎尼」、延徳四年（一四九二）十一月吉日の山島納帳（四八四号）に「一段一畠　六十文　弥三郎後家」、永正十

五年（一五二八）の年貢納帳（一〇六五号）に「一畝十二歩五升壹合 左衛門後家」とあるなど、後家、尼、うばが年貢の請作人である事例は多く、また当然のこととして、莊内の宗教施設にたいする寄進、奉加に名前を連ねる場合もある。このように、中世末期には後家は棟別錢の惣並負担同様に、年貢納帳などの帳簿に「某後家」「——尼」として記帳されており、その限りで村人衆と何ら異なるところはないが、「出錢日記」にもあるように、莊内で自主的に集錢するような事柄については、経済的な負担能力から、また後家、尼にたいする惣莊の保護の点から、負担額そのものに格差をつけたのである。

近江国蒲生郡得珍保今堀村において、天正二十年（一五九二）三月十八日、家数の調査がおこなわれている。村の家数は七十五で、その内訳は「廿九人 まる」「五人 はうかう人」「四十一人 あん後家」である。<sup>(4)</sup>二十九人が本百姓、五人は秀吉の小姓ないし給人の被官になつてゐる奉公人、四十一人が庵・後家である。庵には「いんきよ 亀泉庵」「念佛喜阿弥」、後家には「知春ひく」「妙源ふは」「さる松後家」などがいるが、「さる松後家」「ひめ 後家」「道ちゆん」「駒後家」などは各々二家の家主とされている。庵・後家が今堀村家数の半数を以上を占めるという事態は、時あたかも秀吉が肥前名護屋で朝鮮出兵の指揮をとつてゐる時期であり、今堀村民も唐夫として一年季の人夫として動員され、唐入米の納入に追われてゐる時であつた。<sup>(5)</sup>したがつて、比丘尼や寺庵はともかく、「某後家」と称されるものの中には、亭主を人夫役に徵發されたものがいると推定され、二家の家主となつてゐる後家は親族の家を預かるものもあつたと考えられる。したがつて、いわゆる未亡人でない後家も、この交名の中にいることがこの家数帳では考えられねばならない。そもそも、この家数帳作成の目的は、唐入夫と唐入米の徵發のためであるから、徵發忌避のために虚偽の記入もあるかも知れない。天正二十年十一月六日の唐夫定状<sup>(6)</sup>の第五条に「女子作之事、如在

(問覗か)  
〔有數事〕とあり、唐入夫として肥前名護屋まで出動している留守中の女子労働を奨励しており、この一条が五割を超える庵・後家の存在を裏付けている。

以上のことから、後家は惣によって保護されるべき存在であり、後家自身は村人<sup>もろと</sup>身分ではないが、ある時点で成人男子不在の状態をも表現する用語であることが判明する。領主や惣から保護されるべき存在であるとはいえ、支配方針や耕作地に関しては「惣並」の措置をうけている事実もあり、今後、惣内での村民のあり方のひとつとして、後家・孤族の存在に注目しなければならない。

- (1)(3) 四六七号は「こいわうほけ」を「三るう後け」と読みいる。「三るう後け」とする方がこの帳簿の意図にそるものであるが、どうしてあそは読めない。「こいわうほけ」と読んだもの何のことであるが、現在のところ不明である。
- (2) 仲村研編『今堀日吉神社文書集成』三七五号。
- (4) 右『集成』八号。
- (5)(6) 右『集成』一一五号・一一六号。

### 三 オトナについて

菅浦惣莊は菅浦東村と菅浦西村とから構成され、いわゆる惣莊と惣村との重層構造をとっている。現在でも東と西とでは、財産区のあり方は別箇で管理方法も異なつていて、これも遡れば中世惣村成立時以来の村構成にゆきつくであろう。菅浦惣莊を構成する両村の独自性の問題については、省略するとして、まず菅浦惣莊の機構についてふれてみよう。惣莊機構については過去、永島福太郎<sup>(1)</sup>、原田敏丸<sup>(2)</sup>両氏の説があるが、両氏の説の根拠となつた史料を引用し

て検討を加えたい。

菅浦惣莊置文(一二二七号)

菅浦諸沙汰之事

定

右或ハ盜人ゆふとも、雜物<sup>(職)</sup>を引下、或ハ額のか<sup>(髮)</sup>ミをとり、支証龜鏡の有事ハ、上廿人乙名・次之中乙名又末の若衆相ともに、如法致可<sup>(マヤ)</sup>沙汰、敵人仍惡、寄事左右、以惣庄力損人を、いわれ無者を過<sup>(怠)</sup>駄被行候事、更々無勿駄次第是也、但支証ある事ならハ、惣庄相ともニ過駄可行、若背此旨、ぬけかけに成、寄合不仕、惣識事私事を後向、地下煩輩お返而惣庄而見<sup>(懲開懲)</sup>こりきゝこりの為ニ堅罪過可行者也、仍置文状如件、

慶善(略押) 正阿ミ(略押)

廿人乙名中

宗円房(略押) 清介(略押)

道清(略押) 正信(略押)

惣庄置文所定

寛正二年七月十三日

菅浦惣中壁書案(九二五号)

當所壁<sup>書</sup>所之事、守護不入、自檢斷之所也、然者、西ニ三人、六郎三郎・孫四郎・源三、東ニ一人、衛門尉一郎、是四人、在所之背置目、縱地頭号甚以不可然行在之間、於末代在所之參会、執分村人長男・中老、此等之參会興行之仁於在之者、先其人を堅政道者也、猶以其仁駄之事者、不及申者也、仍而為後日如件、

十六人之長男

東西之中老  
廿人

永祿十一年十二月拾四日

十五世紀半ばの文書から、菅浦惣の機構は、上の「廿人乙名」と、次の「中乙名」と、末の「若衆」からなっていること、また置文の署名からそれらを代表するものが「廿人乙名中」のうちの六人であることがわかる。このことを先ず確認しておかねばならない。後者の壁書案は十六世紀後半のもので、守護権力が惣の自治を侵そうとする、惣にとつて危機的状況下において、菅浦惣が外部の武士勢力と結託し惣撫に違反した西村の者三人、東村一人の計四人を惣寄合に出席することを停止したものである。この壁書(捷)を定めた主体は「十六人之長男 東西之中老廿人」である。寛正二年の置文の「廿人乙名」が明らかに「東西之中老廿人」に該当し、「中乙名」が「十六人之長男」に該当することになる。

永島福太郎氏は「永祿十一年(一五六八)の文書によると、二十人としていながら、その二十人は十六人のオトナと東西の中老としている。おそらく中老は東二、西二である<sup>(3)</sup>」と、二十人が十六人のオトナと東西の中老四人からなると推定され、また原田敏丸氏は永島氏の説をうけて次のように述べられた。すなわち、「この署名(永祿十一年十一月十四日の「壁書案」の署名——仲村注)が東西之中老四人を意味するか、あるいはまた中老二十人を意味するか、文書自体からは判定困難の旨を既に述べたが、中老二十人という記載例は他に一回もないのに對して、中老四人の署名例は永祿十年のものがあるから、これは中老四人説がおそらく正しかろう。そこで永島氏が説かれるように、地域代表がここではじめて『おとな廿人』の中に加わったことになる。後述するように近世の忠老役は当初から二十人であ

つたようであるから、漸次年齢的秩序に対し、地縁的秩序が台頭しつつある傾向をここに読みとることができるように思われる<sup>(4)</sup>と、原田氏は永島氏のオトナ十六人、中老四人説を採用している。なお原田氏の文中にある永禄十年の地域代表というのは、同年十二月十一日の菅浦惣中借錢状案（九二二号）で、浅井木工助井伴からの二十三貫五百文の借錢状の署名である。

東ノ与五郎別当

浜ノ清内大夫

江尻ノ五郎大夫

西ノ三郎左近

東ノ中老衆藤四郎

清八

西ノ中老衆藤四郎

六郎三郎

この借錢状の署名は東・西の各二人の中老衆四人と、これも東・西の衆と思われる四人の合計八人である。さて以上紹介してきた文書と、永島・原田両氏の説をどのように考えるべきであろうか。再度、寛正二年の置文から、惣莊の機構は上位に「廿人乙名」、中位に「中乙名」、下位に「若衆」という構成をとっていることを確認しよう。そうすると、永禄十一年の壁書案の「東西之中老廿人」が「廿人乙名」であり、「十六人之長男」が「中乙名」であるということになる。つまり、ここでは「乙名」＝「中老」、「中乙名」＝「長男」ということになり、二十人と十六人の計

三十六人が両オトナの人数であることになる。壁書案の「十六人之長男」と「東西之中老廿人」が並記されているのは、この壁書の正文であれば、十六人の「長男」の個々の署名と二十人の東西の「中老」個々の署名があり、案文ではこれを省略していることを意味する。十六人の「長男」が二十人の「中老」の中に含まれるということは、署名の常識からして考えられない。

このようにいうと、この壁書の「中老」が寛正二年の置文の「中乙名」でなく、なぜ「廿人乙名」なのか、という疑問に答える必要が生じる。結論をいえば、壁書の「中老」は「ナカノオトナ」ではなく「チユウロウ」ないしは「チョウロウ」であり、長老・宿老とすれば、寛正二年の上の「廿人乙名」と同義である。それより「長男」は「オトナ」で「ナカノオトナ」（中乙名）と同義となる。文明十一年（一四七九）正月二十四日の置文（八五三号）の内容部分を欠いた「定置文之事」の署名には三十五人の名があり、一名を欠いているが、これが乙名二十人と中乙名十六人ではないかと推定される。これより先の文明三年十二月日付の日差・諸川年貢について菅浦惣荘は置文を作成し、その案文（六三一号）に「其時宿老名云」として、道清、道立、道清弟也清五検校、清源太別当ら二十人の名前を記している。この宿老が明らかに「廿人乙名」であり、「チョウロウ」であり、上位の「オトナ」であることには議論の余地はない。したがって、菅浦惣荘の「中老」は文字にとらわれてはいけない。「ナカノオトナ」の場合もあれば、「チユウロウ」の場合もあり、とくに中世末期においては混乱があることを注意しなくてはならない。なお前掲の永禄十年十二月十一日の署名については、東西の中老四人と東西の衆四人が惣荘を代表して署名しているということであり、中老四人が中老全員ということにはならない。この場合、中老四人は介三郎・清八・藤四郎・六郎三郎などの名前から推して「チョウロウ」ではなく文字通り「ナカノオトナ」であり、与五郎別当・清内大夫・五郎大夫・三郎左近の四人は

「チョウロウ」であると推定される。この文書の署名者は東西の上乙名＝長老四人、東西の中乙名＝中老四人の計八人であるすべきである。

天文十一年（一五四二）正月二十一日、菅浦惣莊は浅井新三郎亮政の公事舟賦課にたいして、これを無沙汰しないと誓つて浅井氏の奉行人柴与一左衛門尉宛に証文を提出している。その署名は次のようにある（二一六一号）。

西之  
まこと太郎へん当（略押） 東はま  
新二郎大夫（略押）  
同 源三郎（略押） 同 平四郎（略押）  
同 兵衛三郎（略押） 同 藤介（略押）

この「西之」「東はま」は菅浦は西と東で独自の惣村機構をもつてていることを示すものとして注目すべきである。この六人は惣村機構の中での位置づけば、本文の末尾の文章で明らかになる。すなわち、「若無沙汰仕候者、何時成共、可被加御糺明候、惣別加判可進之處候へ共、おとな二人、中老二人、若衆一人、以上六人加判進之上ハ、於以後少も如在有間敷候」とあって、「西之  
まこと太郎へん当」ら六人は、老・中老・若衆各一人であることがわかる。うち孫太郎別当と新二郎大夫は老（長老・宿老）であることは確実である。文書の内容によつては老（長老・宿老）のみの場合もあるし、老・中老の場合、老・中老・若衆の三者が署判を加える場合もあるのであって、それらの人数も規定されていないが、原則としては、東村、西村の員数は同数とする慣行がある。

年月日未詳後次の菅浦惣莊定書案（三一九号）は、老・中老の組織と莊内生活を見るうえで興味深い。以前私はこの文書に言及したことがあるが、文書の読み違いや誤解もあつたので、改めてこの文書に言及したい。

一口用之事

一祝事

一名之いわいの事

一郷にめしの事

一あわのめし之事

一入道なり

一千万さいあいふ之事

一中老成浜公事之事

一上中老成・下中老成之事

一老成之事

一トロ供券之事

一カキシノ酒之事

一東西何事も同心ニ談合可仕候、此旨ソムク仁跡者、為惣罪科（後次）

最末の条項にあるように、この捷は東村、西村が諸事について談合して決定したものであり、この捷に違反する者は罪科に処すというように、東西両村のうえに惣莊がのつかかっている。まずこの捷が何のために規定されたかであるが、それは「諸公事聽士之事」という事書にある。しかし、この事書については刊本『菅浦文書』が「聽士」を「停止」として「諸公事停止之事」と解釈するのにたいし、百瀬今朝雄氏は「聽士」を「聞役、すなわち仲介役、ま

とめ役か<sup>(5)</sup> とされている。私も百瀬説を採用したものの箇条の内容とそぐわないものがある。刊本『菅浦文書』のよう、箇条に記された各行事を停止するという解釈も、百瀬説以上に説得力がない。「聽士」は訓読みすれば「ゴルシ」で免除する意味であるが、「聽」を「許す」と同義とする識字力が筆者にあつたかどうか疑問であり、意味を「免除する」としても、箇条との関係ですつきりしない。とすれば、「聽士」の音の「チヨウシ」を「徵士」か「徵取」とすればどうかということになる。「徵士」の場合、惣の行事にかかる莊民の負担分を徵収する者、「徵取」の場合は、箇条書の費用を菅浦惣が徵取するということで、費用（莊民の負担）の項目が書き上げられたものということになる。私は後者の「徵取」の発音と意味が、以上の解釈の中ではより妥当な解釈と考えている。

では惣が徵取する諸公事（惣村を構成する村人身分の義務・負担）とは何か。それが十二か条に書き上げられている。第一条は「口用」である。「口用」を公用とすることは事書に「公事」とあることから、むしろ「日用」を書き損じたのではとも思われる。「公用」にしろ「日用」にしても一種の夫役であると推定される。第二条の「祝事」とは諸公事としてここに書き上げられている以外の祝事であろう。その祝事に関する直物を惣に進上すべき規定である。第三条は男子出生の名付祝か、鳥帽子名の祝に関する直物の進納であろう。第四条は刊本『菅浦文書』も百瀬氏も「御樂とうの事」とし、私もかつて同調したが、文書をよく見ると「郷にめしの事」と読める。第五条の「あわのめし之事」とともに、菅浦の神事にかかる飯米・粟の負担と解釈したい。第六条の「入道なり」とは村人衆の剃髪の儀式である。一種の通過儀礼で、以後入道名を名乗る行事であり、これは中世末期の都市の惣町においても確認され、惣にたいして直物の進納が義務づけられている。第七条の「千万さいあいふう事」は、村人衆の千秋万歳祈念の祝事に関する直物ではなかろうか。私はかつて万歳者などの門つけ芸人の菅浦内の興行にたいする賦課と考えたが、この

捷は菅浦惣構成員のみに關するものであるとするゆえ、先説を改めたい。問題は第八・九・十条である。第八条の「中老成浜公事之事」であるが、第十条の「老成之事」からして第八条は「ナカノオトナナリ」の意味と採りたい。これは若衆から中老に序列を上る場合、漁業税（夫役を含む）を納入すべきことの規定であろう。第九条は「上中老成・下中老成之事」で中老（ナカノオトナ）成を二階梯に分け、それらの階梯に入る行事の直物の進納を規定した条項である。中老を上・下と分けているのは菅浦文書中これが唯一のものである。第十条は長老・宿老としての「老成之事」であり、これも直物の納入の規定である。第十一・十二条は先稿の解釈について菅浦阿弥陀寺住職秋山富男氏から間違いを指摘されたもので、第十二条の「トロ供券之事」は「券」は「養」の誤記であり、燈籠供養の意で、その費用の徵収の意であり、第十二条の「カキシノ酒之事」とは神輿の昇仕の酒の費用の徵収のことである。これらの条項はいずれも菅浦惣を構成する人びと、村人衆にとって負担義務の種類である。菅浦の村人が老と中老との階梯に進むときは各々直物の負担が義務づけられているが、中老が上中老と下中老とに分けられ、各々直物の負担があることは注目される。ナカノオトナ十六人が東西各八人であるとすれば、年齢序列によつて藤次が上中老四人、下中老四人に区分されていると推定される。

以上、述べてきたことに関して、右に引用した以外の惣莊機構に関する史料を編年的に抽出して参考に供したい。

- ① 正安四年（一三〇二）正月十一日 菅浦莊宿老定書（七四〇号） 紛失状作成 右馬との・しやうし大夫・平三大夫・とう大夫・合大夫・あん大夫・いやすけ・中けん□う・けんないす 九人  
夫・中けんこう 四人
- ② 正安四年（一三〇二）七月三日 菅浦莊中置文（三三四号） 紛失状作成 右馬との・しやうし大夫・平三大夫・とう大夫・合大夫・あん大夫・いやすけ・中けん□う・けんないす 九人

- ③ 嘉元三年（一三〇五）二月 日 日指・諸河百姓等請文案（七二号） 山門への誓約 末重・吉末・末弘・為重・季継・友清・重弘・景末・是弘・<sup>(エ)</sup>吉光・友重・重光・貞延・重綱・重弘・清重・末吉・光末・吉末・有友・是重・光重・末弘・末吉・重光 二十五人 （ただし、重複者が五人いる）
- ④ 嘉元三年（一三〇五）二月十二日 菅浦村人等借錢請文案（七四一号） 日吉十禪師用途納入誓約 菅浦村人八二郎大夫・弥別当・筑前大夫・仲三郎・道念・平三・年れう入道・成証・庄司大夫 九人
- ⑤ 貞和二年（一三四六）九月 日 菅浦莊置文（一八〇号） 日指・諸川田島永代売買禁止 正阿ミた仏・正信房・西阿ミた仏・慈願房・現阿弥陀仏・道念房・仏念房・善阿ミた仏・<sup>ナカハマ</sup>善阿ミた仏・上阿弥陀仏・西念房・<sup>タケノマニ</sup>正現房 十二人
- ⑥ 年未詳（貞和～文和 一三四五～一三五六） 菅浦惣莊乙名置文（一二六〇号） 庵室聖規定 惣莊乙名弥藤太弥介・善阿弥陀仏・正現房・正真房・高真房神主・藤介神主・六郎別當神主・開發聖良融<sup>(エ)</sup> 八人
- ⑦ 康安元年（一三六一）十二月三日 菅浦莊地下置文（一二四号） 後在家公事免除 シヤウミタフ・タウボウ房・<sup>さいくわんはう・けんあみたふ・しやうけんはう・しあみたふ・しあミたふひかしの・しやうみたふ</sup> 八人
- ⑧ 応永三十年（一四二三）二月九日 祇樹庵妙仲林壳券（八〇九号） 「惣莊之乙名達より依此林所望」
- ⑨ 文安二年（一四五五）八月二十日 菅浦百姓等申狀（一〇八号） 日差・諸川安堵要請 御百姓等 道善・元阿弥・道念・性円・正林・妙善 六人
- ⑩ 寛正四年（一四六三）六月二十二日 菅浦惣莊昌代田免狀（三七六号） 日差・諸川昌代田臨時天役五分免 免阿弥・常願・宗円・性阿・京善 五人

- (11) 文明二年（一四七〇）卯月十三日 花王院証重下知状（四八号・八四〇号） 前田年貢の納入下知 「地下年老廿人」  
〔管浦年老廿人〕
- (12) 文明二年（一四七〇）卯月二十日 菅浦宿老請文案（一一六号） 前田年貢の納入誓約 「廿人宿老」
- (13) 文明二年（一四七〇）卯月二十日 菅浦莊道清料足寄進状（八四三号） 「惣庄廿人宿老之中へ寄進申候」
- (14) 文明二年（一四七〇）卯月二十日 平介畠地寄進状（七〇五号） 「惣庄廿人宿老之中へ寄進申」
- (15) 文明二年（一四七〇）六月 日 菅浦惣莊前田作得分定書（三五一号） 「菅浦惣庄乙名共」
- (16) 文明三年（一四七一）十二月 日 菅浦惣莊置文案（六三一号） 日差・諸川年貢の件要請 其時宿老名云、道清・道立・清五檢校・清源太別當・新二郎大夫・江介・清大夫・左近・助大夫・道順・彦左衛門・新五郎大夫・清介・与一別當・藤五左近・平細工・六郎太郎・弥大夫・左近・孫太郎別當 二十人
- (17) 文明十三年（一四八二）十二月十八日 正現田地宛行状（三三三号） 「廿人乙名連中」 「菅浦廿人乙名連中」
- (18) 文明十五年（一四八三）八月十日 菅浦莊地下法度置文（一一六号） 新五郎大夫・善道・道順 三人
- (19) 長享二年（一四八八）卯月三日 菅浦莊代官公事錢請取状（三六八号） 「菅浦老之中」
- (20) 延徳三年（一四九二）九月八日 菅浦莊地下法度置文（三三九号） 讓狀規定 善阿弥・道妙・慈願・淨願・高阿弥 五人
- (21) 明応元年（一四九三）十二月二十五日 菅浦惣莊畠地壳券（八六二号） 壳主菅浦惣莊 光阿弥・常願坊・慈願坊三人
- (22) 永正十二年（一五一五）三月晦日 菅浦惣莊米預り状（一一六二号） 菅浦惣莊一老正阿弥・二老清才・三老故阿

ミ 三人

㉙ 永正十六年（一五一九）十一月五日 花王院栄芸折紙（八七五号）「老廿人連署」「菅浦老廿人中」

㉚ 享禄五年（一五三二）七月一日 山本盛清書状（八七九号）「借米の件」「菅浦御宿老中」

㉛ 天文三年（一五三四）十二月九日 菅浦惣中年貢契約状（一二六一号）「菅浦惣中長阿弥・新次郎別当・太郎兵衛

三人

㉜ 天文四年（一五三五）六月十日 上使入目日記（八八〇号）「両中老衆」「老衆」

㉝ 天文五年（一五三六）八月二十四日 菅浦東惣莊料足預り状（八八一号）「菅浦東惣庄 長阿弥・与四郎・新三郎・次郎大夫・助四郎・六郎左衛門 六人

㉞ 天文五年（一五三六）九月七日 菅浦惣莊料足預り状（八八二号）「菅浦惣庄 大郎兵衛（花押）老 平次郎（略押）中老 次郎大夫（略押）老 彦五郎（略押）中老 左藤五（略押）老」 五人

㉟ 天文十七年（一五四八）八月十四日 菅浦莊内裏公事錢納入注文（三八三号）「菅浦惣中（花押） 行阿ミ・左近」二人

㉛ 天文十七年（一五四八）八月十四日 菅浦惣莊中年貢算用状（九〇七号）「菅浦惣中（花押） 行阿ミ・左近」二人

㉜ 永禄四年（一五六一）壬三月十二日 菅浦莊惣中借錢状案（九一四号）六郎一郎・平三郎・六郎三郎・源内 四人

㉝ 永禄六年（一五六三）正月十日 菅浦惣中借錢状（三七四号）「菅浦惣中 五郎大夫・行阿弥・与五郎別當・清内 大夫 四人

- ㉓ 永祿十年（一五六七）五月十九日 菅浦老中請文案（九二一號） 前田年貢納入の誓約 「菅浦老中使節」
- ㉔ 永祿十年（一五六七）五月十九日 花王院証芸下知状（一九三號） 前田年貢納入下知 「廿人老中」 「老中廿人使節」
- 宮内大夫 同跡源二検校 二人
- ㉕ 永祿十一年（一五六八）十一月晦日 竹生島花王坊美兼書状（四九〇號） 「惣中おとな衆」
- ㉖ 永祿十一年（一五六八）十二月二十日 菅浦惣中借米状（九二六號） 借主菅浦惣中 与四郎別当・兵衛三郎・小三郎・六郎才才 四人
- ㉗ 永祿十一年（一五六八）十二月二十日 菅浦惣中借錢状（一五四號） 借主菅浦惣中 二郎大夫・清三郎才才・清内大夫・与五郎別当・三郎左近・藤四郎・新三郎大夫・六郎左衛門・二郎兵衛・三郎大夫 十人
- ㉘ 永祿十一年（一五六八）十二月晦日 菅浦惣中借錢状案（一五五號） 借主菅浦惣中 与五郎別当・清内大夫・清三郎才才・二郎大夫・三郎左近・藤四郎・新三郎大夫・三郎左衛門尉・□左衛門尉・宮内大夫 十人
- ㉙ 永祿十二年（一五六九）十二月二十八日 菅浦惣中借米状（九二八號） 借主菅浦惣中 与五郎別当・兵衛三郎・小三郎・六郎才才 四人
- ㉚ 永祿十二年（一五六九）十二月二十八日 菅浦惣中借錢状（九二九號） 与五郎別当・清内大夫・清三郎才才・二郎大夫・三郎左近・藤介・新三郎大夫・六郎左衛門・二郎兵衛・三郎大夫 十人
- ㉛ 元龜元年（一五七〇）十一月二十三日 菅浦惣中借米状（九三二號） 菅浦惣中 阿弥陀寺・与五郎別当・清内大夫・二郎兵衛 四人
- ㉜ 元龜元年（一五七〇）十二月二十九日 菅浦惣中料足借用状（一六〇號） 菅浦惣中 与五郎別当・清内大夫・清

三郎オオ・三郎左近・藤介・新三郎大夫・六郎左衛門尉・二郎兵衛・三郎大夫・与三郎別当 十人

④3 元亀二年（一五七一）極月六日 菅浦惣中借米状（二四三号） 菅浦惣中 与五郎別当・清三郎・三郎左近・藤介 四人

④4 天正十年（一五八二）八月五日 菅浦惣中西東中老覚（三一〇号）「西東 中老」

以下、年未詳文書

④5 十一月三日 花王院貞芸書状（四五号）「菅浦老中廿人」

④6 六月 菅浦惣錢遣日記（一八八号）「御汁 老・中老」「すまし 宿老・中老」「六十四文 中老 宿老」「六十

四文 老・中老汁」「中老・宿老御汁同五十文かいほん四ほ」  
（押）

④7 九月二十日 花王院貞芸書状（二四一号）「菅浦老中」

④8 六月二十三日 僧阿弥陀仏書状（二二一八号）「菅浦老中衆」

④9 十一月二十三日 花王院証芸書状（二四二号）「菅浦廿人老中」

⑤0 十二月十五日 竹生嶋花光坊書状（四一四号）「すかの浦中老衆」

⑤1 八月二十九日 敏満寺座虎若太夫書状（四三五号）「おとながた」

⑤2 五月二十五日 海津西浜惣中書状（四四七号）「菅浦長男中」

⑤3 七月五日 竹生嶋花王坊実憲書状（五〇二号）「惣中をとな衆」

⑤4 五月十八日 道覚下知状（七九〇号）「百姓おとな三人、今月中上洛候へく候」

- ⑤ 十月二十八日 花王院貞芸書状（九八五号）「菅浦老御中」
- ⑥ 十一月三日 花王院貞芸書状（九八六号）「菅浦老廿人御中」
- ⑦ 十二月五日 某書状（九八七号）「すかのうらおとな御中」
- ⑧ 六月二十六日 藤田実重書状（九九〇号）「菅浦一和尚」
- ⑨ 月日不詳 菅浦惣中巻数等請取状案（九九一号）「菅浦惣中和尚名字」
- ⑩ 月日不詳 菅浦惣中巻数等請取状案（九九三号）「菅浦惣中行阿」
- ⑪ 五月十九日 花王院芸昌書状（九九九号）「菅浦老中」
- ⑫ （五月十九日） 花王院芸昌書状包紙（一〇〇〇号）「菅浦廿人老中」
- ⑬ 月日不詳 花王院書状包紙（一〇一九号）「すかの浦廿人老中」

以上が惣莊オトナ機構に関する史料である。⑭のように老||宿老と中老は明らかに異なり、この場合、中老はナカノオトナである。しかし、中老が長老・宿老・老の場合もあり、この用法が近世の「忠老」に連なつてゆくことは明らかである。以上のことから、菅浦惣における「中老」の用法は最大の注意を払つて、それがナカノオトナであるか、チヨウロウであるかを見究めなければならないのである。

- (1) 永島福太郎『中世の民衆と文化』
- (2) 原田敏丸『近世村落の經濟と社會』第一章「村落自治の伝統とその変質——近江国浅井郡菅浦村について——」
- (3) 永島福太郎 前掲書「六ページ。」
- (4) 原田敏丸 前掲書「三六ページ。」
- (5) 日本思想大系『中世政治社會思想』下』一三九ページ。

### おわりに

以上、縷述してきたところは、菅浦惣研究で従来見落とされた問題である。菅浦文書の解読が菅浦惣研究の基礎であるにもかかわらず、いざ文書に向うと難解なことがあまりにも多い。前田、後家、老の問題、これ然りである。これらについて若干の論述をおこなつたが、充分にこれを解決したとは言いがたい。このほかにも不明の問題が山積しているが、ここでは~~三~~面三点に絞つて論及したことを断つておきたい。以下は他日、また雑記風に思うところを綴るつもりである。